

2012年11月27日

様

障害者福祉施策に関する公開質問状

日頃、聴覚障害者福祉向上にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち「聴覚障害者制度改革推進兵庫本部」は、聴覚障害当事者団体とその支援団体によって構成し、聴覚障害者に係わる障害者施策をより良いものにするべく活動しております。特に、障害者権利条約の理念をもとに、障害者施策に当事者が直接参画できる体制の確立、聴覚障害者においては、情報アクセスとコミュニケーションの権利保障、言語としての手話普及等を実現するための法整備を求めているところです。

2011年7月に「改正障害者基本法」が成立し、そこには「障害者を社会的障壁の影響を受けるもの」「言語（手話を含む）」と規定されるなど、聴覚障害者の社会参加を進める上で大きな一歩を踏み出しておりますが、「障害者自立支援法」は多くの課題を引き継いだまま2012年6月に「障害者総合支援法」となりました。また、9月に提言が発表された「障害者差別禁止法（2013年上程予定）」はこの先の我が国の障害者権利条約批准に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

このように、今は障害者制度が大きく変わろうとしている時であり、障害者や家族、関係者の間では、今回の衆議院選挙に対する各政党の障害者福祉・情報コミュニケーション政策について大変関心が高まっております。

つきましては、皆様の見解を広く関係者に周知いたしたく、お忙しいところを大変恐縮ですが別紙の質問用紙に根拠となる理由を付してご記入の上、12月2日（日）までにメールまたはFAXにてご回答を頂きたいと思っております。

尚、ご回答の結果はご回答の有無、内容を政党別に整理し、また頂いたご回答内容は原文のまま対策中央本部ウェブサイトの他、各構成団体の機関紙などに掲載させて頂くとともに、報道機関等へ発表していく予定です。

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部

構成団体

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会

特定非営利活動法人兵庫県難聴者福祉協会

特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会

神戸市難聴者協会

兵庫手話通訳問題研究会

兵庫県手話サークル連絡会

兵庫県要約筆記サークル連絡協議会

事務局)

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会内

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部

〒650-8691 神戸市中央区相生町2-2-8

新神戸ビル東館2階

電話 078-371-5613 FAX 078-371-0277

Eメール info@hyogodeaf.com

質問事項

- ・質問事項のお問い合わせは、兵庫本部事務局までお願いします。
公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会内 聴覚障害者制度改革推進兵庫本部
神戸市中央区相生町2-2-8 新神戸ビル東館2階 電話 078-371-5613 FAX 078-371-0277
- ・12月2日（日）までに兵庫本部事務局までFAX（078-371-0277）またはEメール(info@hyogodeaf.com)にてご回答くださるようお願いいたします。

1. 障害者総合支援法について

障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと思います。この度、成立した障害者総合支援法には「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対するご見解をお聞かせください。

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件（利用条件）が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っておりません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、どのようなご見解をお持ちですか。

3. 意思疎通支援従事者（手話通訳者等）派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

4. 行政機関では、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使ってのサービスの提供を受けるに至っていない現状があります。国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があると思います。行政機関におけるアクセシブルな情報提供について、どのようなご見解をお持ちですか。

5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 次回の参議院選挙比例代表に字幕付与の方針であるものの、現在は公職選挙法により、総選挙比例代表区、参議院選挙区は字幕付与もなく、総選挙小選挙区には字幕付与も手話通訳も政党持込みビデオで政党の任意に任されています。なお、知事選挙には、手話通訳の付与は実現しておりますが、字幕がありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

5-1) について

5-2) について

6. 障害者差別禁止法について

現在、障害者差別禁止法の制定についての「差別禁止部会」の提言が出されています。提言では、社会の理解を深めるために「差別」の定義と身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みが必要としています。「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするよう求めています。

障害者差別禁止法の制定についてご見解をお聞かせください。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

8. その他

障害者施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

政党名	ご氏名	選挙区
-----	-----	-----